

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ピープル株式会社と称し、英文では、People Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 玩具・衣料繊維製品の企画開発、製造及びその販売業務
- (2) 書籍雑誌・映像・音響ソフトの企画制作及びその販売業務
- (3) 遊戯具・運動具・スポーツ器具・自転車の企画開発、製造及びその販売業務
- (4) 学習教材・楽器の企画開発、製造及びその販売業務
- (5) 育児用品の企画開発、製造及びその販売業務
- (6) 文具の企画開発、製造及びその販売業務
- (7) 前各号業界の市場調査、市場開発、商品開発及び販売促進企画
- (8) インターネットを利用した通信販売業務
- (9) 上記に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第8条 当社は、毎年1月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議をもって委任を受けた執行役の決定によって定める。

(株式取扱規程)

第10条 当社の電磁的方法による議決権その他の株主権の行使等に関する取扱、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めた取締役が招集する。

- 2 株主総会においては代表執行役が議長となる。代表執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行うこととする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録し、議長並び

に出席した取締役および執行役がこれに署名押印する。株主総会の議事録は、その原本の決議の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く

(員数等)

第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

- 2 前項の取締役の過半数は、社外取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

(選任)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の権限)

第 21 条 取締役会は会社法第 416 条第 1 項第 1 号および同第 4 項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ指名された取締役がこれを招集する。

- 2 指名・監査・報酬の各委員会を組織する取締役であってその所属する委員会が指名する者は、前項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。
- 3 執行役は、法令に定める場合には、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(取締役会の議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(執行役に対する通知等)

第 25 条 取締役会においてあらかじめ指名された取締役は、取締役会の招集にあたり、各執行役に対し、取締役会を開催する旨を通知する。ただし、当該取締役の判断により、この通知をしないことができる。

(執行役に対する説明要求)

第 26 条 取締役会は、執行役に対し、取締役会に出席して一定の事項について説明するよう要求することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名押印又は電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 指名・監査・報酬委員会

(各種委員会の設置)

第 33 条 当社は、指名委員会、監査委員会、および報酬委員会を置く。

(員数等)

第 34 条 指名・監査・報酬委員会の委員は、それぞれ 3 名以上とする。

- 2 指名委員会の委員のうち過半数は、社外取締役とする。
- 3 報酬・監査委員会の委員については、当社の執行役その他の使用人を兼ねていない者とし、その過半数は社外取締役とする。

(選任方法)

第 35 条 指名・監査・報酬委員会の委員は、取締役会において決定する。

(委員会規則)

第 36 条 各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。

第 6 章 執行役

(執行役・代表執行役の選任)

第 37 条 執行役及び代表執行役は、取締役会の決議により選任する。

(任期)

第 38 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(役付執行役・権限分配等)

第 39 条 取締役会は、その決議により、執行役会長 1 名、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。

2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(報酬)

第 40 条 執行役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。

(執行役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(執行役規程)

第 42 条 執行役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める執行役規程による。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は会計監査人を置く

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 48 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第 49 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 20 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 20 日とする。

(転換社債の転換の時期)

第 50 条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金は、転換請求が、1 月 21 日から 7 月 20 日までになされたときは 1 月 21 日に、7 月 21 日から翌 1 月 20 日までになされたときは、7 月 21 日にそれぞれ転換があったと見なして支払う。

(配当金等の除斥期間)

第 51 条 剰余金の配当が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

(業績の開示)

第 52 条 業績の開示は、月次、四半期、半期、及び通期に行う。

この定款は、

昭和 52 年 9 月 24 日制定施行

昭和 61 年 12 月 17 日 改定

平成 元 年 12 月 6 日 //

4 年 6 月 15 日 //

	6	年	6	月	15	日	〃
	7	年	3	月	2	日	〃
	8	年	6	月	14	日	〃
	9	年	6	月	13	日	〃
	9	年	7	月	22	日	〃
	9	年	9	月	16	日	〃
10	年	6	月	16	日	〃	
11	年	6	月	15	日	〃	
12	年	6	月	15	日	〃	
13	年	6	月	15	日	〃	
14	年	4	月	17	日	〃	
15	年	4	月	15	日	〃	
16	年	4	月	13	日	〃	
17	年	4	月	13	日	〃	
19	年	4	月	12	日	〃	
21	年	4	月	14	日	〃	
22	年	4	月	13	日	〃	
25	年	4	月	16	日	〃	
26	年	2	月	10	日	〃	
28	年	4	月	13	日	〃	
令和	4	年	4	月	13	日	〃
令和	5	年	3	月	2	日	〃